

# Weekly Report

第373号  
平成28年8月29日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 地域別最低賃金の引上げに係る助成措置

### ◆地池別最低賃金は全国平均25円の引上げ

28年度の地域別最低賃金について、各都道府県の地方最低賃金審議会が答申した改定額の全国加重平均額は、823円(引上げ額は25円)となりました。

すべての地域で21円以上の引上げ額となり、改定後の最高額は東京都の932円です。

改定後の発効日は各都道府県で異なり、10月1日から10月中旬までに順次発効される予定です。地域別最低賃金は原則、産業や職種、雇用形態に関係なく適用されますので、厚労省や労働局のホームページ等で必ず確認しましょう。

### ◆最低賃金引上げに向けた支援策(助成措置)

最低賃金引上げに向けた環境整備のため、厚労省では次の助成措置を実施しています。なお、改定前の地域別最低賃金を基に賃上げを行った上で助成措置を利用する場合は、最低賃金の発効日の前日までに所要の賃上げおよび申請を行う必要があります。

◎キャリアアップ助成金……賃金規定等改定

(処遇改善コース)では、すべて又は一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定した場合、対象者数に応じた助成を受けとることができ、支給要件が緩和されています。また、補正予算案により、中小企業が賃金規定等を3%以上増額改定した場合に助成額を加算する措置が実施予定です。

◎業務改善助成金……事業場内で最も低い時間給(800円未満)の労働者の賃金を60円以上上げる事業主に対して、生産性向上のための設備・機器の導入等に係る経費の一部を助成します(上限100万円)。なお、地域別最低賃金が800円未満の地域に所在する事業場が対象となります。

## 売れ残った季節商品等の不良在庫がある場合

季節商品などが売れ残り、不良在庫となってしまうことがあります。

不良在庫の破棄を行う場合は、帳簿価額を廃棄損として計上できますが、廃棄の事実を証明する書類を揃えておく必要があります。

また、棚卸資産が著しく陳腐化したと認められる場合は評価損の計上ができます。陳腐化とは、\*流行性の高い季節商品が売れ残り、今後通常の価額では販売することができないことが明らかである場合、\*新製品が発表され、今後通常の方法で販売できなくなった場合などが該当します。

なお、評価損の計上は税務調査で問題になりやすいため、注意が必要です。

## ★★★9月チェックポイント★★★

※9月1日は防災の日。風水害や地震・火災などについて認識を深め、非常時の備えを再確認。

※9月21日から「全国交通安全運動」。10月1日から始まる「全国労働衛生週間」の基準月間。

改めて交通安全・労働衛生対策を心掛けます。

※7月に提出した、健保・厚年の算定基礎届に基づく新標準報酬は9月分(10月未納付分)から。

※厚生年金保険料率が9月分から18.182%に引上げられるので、新標準報酬とともに保険料額を賃金台帳等に転記し、従業員にも通知します。